

令和4年9月13日

保護者の皆様

目黒区教育委員会
目黒区立第一中学校
校長 小沢 進

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間等について

日頃から本区の教育行政並びに学校運営にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて今般、新型コロナウイルス感染者に対する療養期間が見直されたところですが、先にも、濃厚接触者の待機期間の変更がありました。

この度、改めまして教育委員会の対応をお知らせいたしますので、引き続きの感染対策にご協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の出席停止期間

児童・生徒が感染者と判明した場合や濃厚接触者に特定された場合等、学校長は学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」措置を講じます。区では国の対応や保健所の指示等を踏まえ、出席停止期間を以下のとおりとしています。

児童・生徒等の状況	「出席停止」期間等
「陽性」判定	1【有症状の場合】 ・発症日の翌日から起算して 7日間 経過し、かつ、症状軽快後 24時間 経過するまでの間は「出席停止」 ・ただし、 10日間 が経過するまでは、感染リスクが残存しているため、検温等の健康観察と、マスク着用等の感染予防行動を徹底してください。 (入院療養している者) ・発症日の翌日から起算して 10日間 経過し、かつ、症状軽快後 72時間 経過するまでの間は「出席停止」 2【無症状の場合】 ・検査日の翌日から起算して 7日間 経過するまでの間は「出席停止」 ※出席停止期間中に発症した場合は【有症状の場合】に準じます。
「濃厚接触者」に特定	1【陽性者が同居家族以外の場合】 ・陽性者との最終接触日の翌日から起算して 5日間 は「出席停止」 2【陽性者が同居家族の場合】 ・次の①②のどちらか遅い方の翌日から起算して 5日間 は「出席停止」 ①陽性者の発症日（陽性者無症状の場合は検査日） ②陽性者の発症等により住居内でマスク着用等の 感染対策* を講じた日 ただし、出席停止期間中に別の家族が陽性となった場合の扱いは学校に問い合わせてください。
発熱等の風邪症状	・風邪症状がある場合は登校の自粛をお願いします。 ・風邪等の症状が軽快後も72時間の登校自粛をお願いします。 ※いずれの場合も登校を自粛した場合は「出席停止」の扱いとなります。
同居の家族が「濃厚接触者」に特定	1【同居の濃厚接触者が（有症状の場合）】 ・濃厚接触者に 風邪等の症状がある場合 は、医療機関の検査で「陰性」が確認されるまでは登校自粛をお願いします。（「出席停止」の扱いとなります。） 2【同居の濃厚接触者が（無症状の場合）】 ・濃厚接触者が 無症状の場合 は、登校自粛を求めません。

※抗原定性検査キットによる出席停止期間の短縮は、感染リスクを伴うため、感染拡大防止の観点から児童・生徒には適用せず、記載のと通りの対応とします。

※表中の「検査」とは医療機関による「PCR検査」「抗原検査」をいいます。

※表中の「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲の、マスク着用、手洗い・消毒等の実施、物資等の共用を避けるなどの対策をいいます。

2 新型コロナウイルス感染症の状況に関する学校の連絡について

「児童・生徒」若しくは「同居の家族」が以下の状況となった場合は、在籍する学校へ連絡をお願いいたします。

- (1) 「児童・生徒・同居の家族」が「**陽性**」判定された。
- (2) 「児童・生徒」が「**濃厚接触者**」に特定された。
- (3) 「児童・生徒」が発熱等の症状により、医療機関で検査（PCR・抗原）を受検した。

【在籍校に連絡いただく内容】

児童・生徒の場合…①症状の有無（有症状の場合は、症状名と発症日）

- ②最終登校日
- ③検査の種類（「PCR検査」・「抗原検査」）
- ④検査結果（「陽性」・「みなし陽性」・「陰性」）
- ⑤濃厚接触者の特定日（誰の濃厚接触者なのか）
- ⑥保健所からの指示内容（指示を受けた場合）

同居の家族の場合…児童・生徒の場合と同様に①～⑥を可能な範囲でお知らせください。

3 各家庭でのお願いについて

新型コロナウイルスの感染者数は増減を繰り返し、その終息が見通せない状況にあります。各家庭におかれましては、引き続き、児童・生徒並びにご家族の健康観察を行っていただくとともに、家庭における感染対策の徹底をお願いいたします。

- 毎朝検温をする。
- 検温結果と健康状態について健康観察票に記録する。
- 健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養する。
（症状については、かかりつけ医等に相談すること。）
- 同居の家族等に風邪症状が見られる場合も児童・生徒の登校を控える。

以 上

- 【担当】 ◇ 目黒区立第一中学校 副校長 横田卓次
電話 03-3466-6158
- ◇ 学校保健に関すること
教育委員会事務局 学校運営課 保健給食・健康係
電話 03-5722-9306